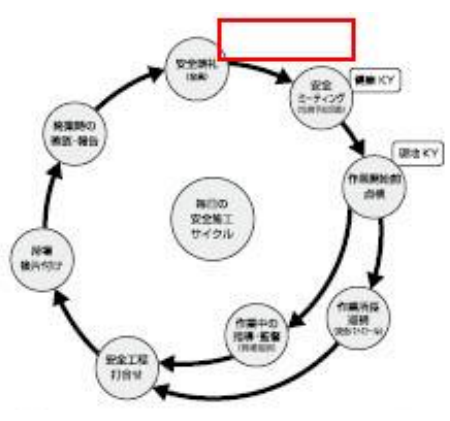


地山の掘削及び土止め支保工組立て等の作業指針

作業主任者技能講習テキスト No.No215000

<新旧対照表> 9版 令和8年7月24日

【補足事項】※「旧版」から「新版」への文章の修正・追加・削除部分は、下線部を参照してください。

(旧版) 8版2刷(令和7年7月18日)			(新版) 9版(令和8年7月24日)		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
目次	下から	1. 労働安全衛生法 (抄) 294	目次	下から	1. 労働安全衛生法 (抄) 294
2	1～5行	2. 労働安全衛生規則 (抄) 299	2	1～5行	2. 労働安全衛生規則 (抄) 299
	目	3. クレーン等安全規則 (抄) 336		目	3. クレーン等安全規則 (抄) 338
		4. 酸素欠乏症等防止規則 (抄) 341			4. 酸素欠乏症等防止規則 (抄) 344
		5. 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習規程 (抄) 344			5. 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習規程 (抄) 347
276	図 10-4	赤枠を削除 	276	図 10-4	
292	上から2行目	1. 労働安全衛生法 (抄) …	292	上から2行目	1. 労働安全衛生法 (抄) …
292	上から7行目	追加	292	上から7行目	<u>(作業主任者を選任すべき作業) 第6条…</u> …………… 294
292	上から9行目	(事業者の講ずべき措置) 第20条～第27条	292	上から10行目	(事業者の講ずべき措置等) 第20条～第27条
292	上から10行目	追加	292	上から11行目	<u>(事業者の行うべき調査等) 第28条の2</u>
292	上から14行目	追加	292	上から16行目	<u>(職長等の教育を行うべき業種) 第19条…</u> …………… 297
292	上から15行目	追加	292	上から18行目	<u>(就業制限に係る業務) 第20条…</u> …………… 297
292	上から19行目	2. 労働安全衛生規則 (抄) …	292	上から23行目	2. 労働安全衛生規則 (抄) …
292	下から13行目	追加	292	下から14行目	<u>(厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備すべき機械等) 第13条…</u> …………… …………… …………… 300

(旧版) 8 版 2 刷(令和 7 年 7 月 18 日)			(新版) 9 版(令和 8 年 7 月 24 日)		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
292	下から 11 行目	(雇入れ時の教育) 第 35 条…	292	下から 11 行目	(雇入れ時の教育等) 第 35 条…
293	上から 2 行目	<u>310</u>	293	上から 2 行目	<u>311</u>
293	上から 4 行目	<u>320</u>	293	上から 4 行目	<u>321</u>
293	上から 8 行目	第 1 款 掘削の時期及び順序	293	上から 8 行目	第 1 款 掘削の時期及び順序等
293	上から 9 行目	<u>322</u>	293	上から 9 行目	<u>323</u>
293	上から 10 行目	(掘削面のこう配の基準) 第 356 条、 <u>第 357 条</u> …………… <u>322</u>	293	上から 10 行目	(掘削面のこう配の基準) 第 356 条…………… …………… <u>323</u>
293	上から 11 行目	追加	293	上から 11 行目	(地山掘削作業時の措置) 第 357 条…………… …………… <u>324</u>
293	上から 11 行目	<u>323</u>	293	上から 12 行目	<u>324</u>
293	上から 12 行目	<u>323</u>	293	上から 12 行目	<u>324</u>
293	上から 13 行目	<u>323</u>	293	上から 14 行目	<u>324</u>
293	上から 14 行目	<u>323</u>	293	上から 15 行目	<u>324</u>
293	上から 15 行目	<u>323</u>	293	上から 16 行目	<u>324</u>
293	上から 18 行目	<u>324</u>	293	上から 19 行目	<u>325</u>
293	上から 19 行目	<u>324</u>	293	上から 20 行目	<u>325</u>
293	上から 20 行目	<u>324</u>	293	上から 21 行目	<u>325</u>
293	上から 22 行目	<u>324</u>	293	上から 23 行目	<u>325</u>
293	上から 23 行目	<u>324</u>	293	上から 24 行目	<u>325</u>
293	上から 24 行目	<u>324</u>	293	上から 25 行目	<u>325</u>

(旧版) 8 版 2 刷(令和 7 年 7 月 18 日)			(新版) 9 版(令和 8 年 7 月 24 日)		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
293	上から 25 行目	<u>324</u>	293	上から 26 行目	<u>325</u>
293	上から 28 行目	<u>325</u>	293	上から 29 行目	<u>326</u>
293	上から 29 行目	<u>325</u>	293	上から 30 行目	<u>326</u>
293	下から 14 行目	追加	293	下から 14 行目	<u>第 3 款 潜函（かん）内作業等</u> <u>（沈下関係図等）第 376 条…………… 326</u> <u>（潜函（かん）等の内部における作業）第 377 条…………… 326</u> <u>（作業の禁止）第 378 条…………… 326</u> <u>第 2 節 ずい道等の建設の作業等</u> <u>第 1 款の 3 爆発、火災等の防止</u> <u>（ガス溶接等の作業を行う場合の火災防止措置）第 389 条の 3 …… 327</u> <u>（防火担当者）第 389 条の 4 …… 327</u> <u>（消火設備）第 389 条の 5 …… 327</u> <u>（たて坑の建設の作業）第 389 条の 6 …… 327</u>
293	下から 13 行目	<u>326</u>	293	下から 13 行目	<u>327</u>
293	下から 12 行目	<u>329</u>	293	下から 12 行目	<u>331</u>
293	下から 11 行目	<u>332</u>	293	下から 11 行目	<u>334</u>
293	下から 10 行目	<u>334</u>	293	下から 10 行目	<u>335</u>
293	下から 9 行目	3 __ クレーン等安全規則（抄）… <u>336</u>	293	下から 9 行目	3 __ クレーン等安全規則（抄）… <u>338</u>
293	下から 8 行目	<u>336</u>	293	下から 8 行目	<u>338</u>
293	下から 7 行目	<u>336</u>	293	下から 7 行目	<u>338</u>

(旧版) 8 版 2 刷(令和 7 年 7 月 18 日)			(新版) 9 版(令和 8 年 7 月 24 日)		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
293	下から 6 行目	<u>339</u>	293	下から 6 行目	<u>341</u>
293	下から 5 行目	4 . <u>酸素欠乏症等防止規則</u> (抄) …	293	下から 5 行目	4 <u>酸素欠乏症等防止規則</u> (抄) …
293	下から 4 行目	<u>341</u>	293	下から 4 行目	<u>344</u>
293	下から 3 行目	<u>341</u>	293	下から 3 行目	<u>344</u>
293	下から 2 行目	<u>344</u>	293	下から 4 行目	<u>347</u>
293	下から 1 行目	5 . <u>地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習規程</u> (抄) … <u>344</u>	293	下から 1 行目	5 <u>地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習規程</u> (抄) … <u>347</u>
294	上から 25 行目	3 建設工事の注文者等仕事を他入に請け負わせる者は、施工方法、 <u>工期</u> 等について、安全で衛生的な作業の遂行をそこなうおそれのある条件を附さないように配慮しなければならない。	294	上から 25 行目	3 建設工事の注文者 <u>その他の</u> 仕事を他入に請け負わせる者は、施工方法、 <u>納期</u> 等について、安全で衛生的な作業の遂行をそこなうおそれのある条件を附さないように配慮しなければならない。
294	上から 27 行目	第 4 条 <u>労働者は、</u> 労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するように努めなければならない。	294	上から 27 行目	<u>労働者及び労働者以外の者で労働者と同一の場所において仕事の作業に従事するものは、</u> 労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するように努めなければならない。
294	下から 3 行目	10 土止め支保工の切りばり又は腹おこしの取付け又は取り <u>はずし</u> の作業	294	下から 3 行目	10 土止め支保工の切りばり又は腹おこしの取付け又は取り <u>外し</u> の作業
295	下から 2 行目	第 26 条 <u>労働者は、</u> 事業者が第 20 条から第 25 条まで及び前条第 1 項の規定に基づき講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。	295	下から 2 行目	第 26 条 <u>労働者及び労働者以外の者で労働者と同一の場所において仕事の作業に従事する労働者以外の作業従事者は、</u> 事業者が第 20 条から第 25 条まで及び前条第 1 項の規定に基づき講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。
296	上から 1 行目	第 27 条 第 20 条から第 25 条まで及び第 25 条の 2 第 1 項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により <u>労働者が</u> 守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。	296	上から 2 行目	第 27 条 第 20 条から第 25 条まで及び第 25 条の 2 第 1 項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により <u>労働者及び労働者と同一の場所において仕事の作業に従事する労働者以外の作業従事者が</u> 守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。

(旧版) 8 版 2 刷(令和 7 年 7 月 18 日)			(新版) 9 版(令和 8 年 7 月 24 日)		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
296	上から 27 行目	4 第 31 条第 1 項の場合において、当該建設物等を使用する <u>労働者に係る事業者である</u> 請負人は、同項の規定により講ぜられる措置に応じて、必要な措置を講じなければならない。	296	上から 29 行目 ～	4 第 31 条第 1 項の場合において、当該建設物等を使用する <u>作業従事者に係る</u> 請負人は、同項の規定により講ぜられる措置に応じて、必要な措置を講じなければならない。
296	上から 31 行目 ～	6 第 30 条第 1 項若しくは第 4 項、第 30 条の 2 第 1 項若しくは第 4 項、第 30 条の 3 第 1 項若しくは第 4 項第 31 条第 1 項又は第 31 条の 2 の場合において、 <u>労働者は、～</u>	296	上から 33 行目 ～	6 第 30 条第 1 項若しくは第 4 項、第 30 条の 2 第 1 項若しくは第 4 項、第 30 条の 3 第 1 項若しくは第 4 項第 31 条第 1 項又は第 31 条の 2 の場合において、 <u>作業従事者は、～</u>
296	上から 34 行目	7 第 1 項から第 5 項までの請負人及び前項の <u>労働者は、～</u>	296	上から 36 行目	7 第 1 項から第 5 項までの請負人及び前項の <u>作業従事者は、～</u>
301	下から 12 行目	ただし、令第 2 条第 3 号に掲げる業種の事業場の労働者については、第 1 号から第 4 号までの事項についての教育を省略することができる。	301	下から 12 行目	削除
304	下から 3 行目	第 151 条の 7 事業者は、車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行うときは、運転中の車両系荷役運搬機械等又はその荷に接触することにより <u>労働者に危険が生ずるおそれのある箇所に労働者を立ち入らせてはならない。</u> ただし、誘導者を配置し、その者に当該車両系荷役運搬機械等を誘導させるときは、この限りでない。	304	下から 3 行目	第 151 条の 7 事業者は、車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行うときは、運転中の車両系荷役運搬機械等又はその荷に接触することにより <u>危険が生ずるおそれのある箇所に当該作業場において作業に従事する作業従事者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。</u> ただし、誘導者を配置し、その者に当該車両系荷役運搬機械等を誘導させるときは、この限りでない。
305	上から 8 行目	第 151 条の 9 事業者は、車両系荷役運搬機械等（構造上、フォーク、シヨベル、アーム等が不意に降下することを防止する装置が組み込まれているものを除く。）そのフォーク、シヨベル、アーム等又はこれらにより支持されている荷の下に <u>労働者を立ち入らせてはならない。</u>	305	上から 9 行目	第 151 条の 9 事業者は、車両系荷役運搬機械等（構造上、フォーク、シヨベル、アーム等が不意に降下することを防止する装置が組み込まれているものを除く。） <u>を使用する作業場において作業に従事する者がそのフォーク、シヨベル、アーム等又はこれらにより支持されている荷の下に立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。</u>
305	下から 22 行目	追加	305	上から 28 行目	<u>3 事業者は、第 1 項ただし書の場合において、貨物自動車の停止の状態を保持するため</u>

(旧版) 8 版 2 刷(令和 7 年 7 月 18 日)			(新版) 9 版(令和 8 年 7 月 24 日)		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
					<u>のブレーキを確実にかける等の貨物自動車の逸走を防止する措置を講じさせなければならない。</u> 4 貨物自動車の運転者は、第 1 項ただし書の場合において、前項の措置を講じなければならない。
305	下から 11 行目	第 151 条の 13 事業者は、車両系荷役運搬機械等（不整地運搬車及び貨物自動車を除く。）を用いて作業を行うときは、 <u>乗車席以外の箇所に労働者を乗せてはならない。</u>	305	下から 11 行目	第 151 条の 13 事業者は、車両系荷役運搬機械等（不整地運搬車及び貨物自動車を除く。）を用いて作業を行うときは、 <u>当該作業場において作業に従事する作業従事者を乗車席以外の箇所に乗せてはならない。</u>
305	下から 1 行目	2 第 151 条の 9 第 1 項のただし書に規定する安全支柱、安全ブロック等の使用状況を監視すること。	306	上から 6 行目	2 第 151 条の 9 第 1 項のただし書に規定する安全支柱、安全ブロック等の <u>労働者の</u> 使用状況を監視すること。
306	上から 13 行目	2 前項の作業に従事する <u>労働者</u> は、床面と荷台上の荷の上面との間を昇降するときは、同項の昇降するための設備を使用しなければならない。	306	上から 19 行目	2 前項の作業に従事する者は、床面と荷台上の荷の上面との間を昇降するときは、同項の昇降するための設備を使用しなければならない。
306		追加	306	下から 6 行目	2 <u>事業者は、前項の作業に関係する作業従事者以外の者（労働者を除く。）が同項の作業を行う箇所に立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。</u>
306	下から 7 行目	第 151 条の 50 事業者は、荷台にありのないう不整地運搬車を走行させるときは、当該荷台に <u>労働者を乗車させてはならない。</u>	307	上から 2 行目	第 151 条の 50 事業者は、荷台にありのないう不整地運搬車を走行させるときは、当該荷台に <u>作業に従事する者を乗車させてはならない。</u>
306	下から 5 行目	2 <u>労働者</u> は、前項の場合において同項の荷台に乗車してはならない。	307	上から 4 行目	2 <u>作業に従事する者</u> は、前項の場合において同項の荷台に乗車してはならない。
307	上から 7 行目	追加	307	上から 15 行目	3 <u>事業者は、荷台にありのある不整地運搬車を走行させる場合において、作業に従事する者（労働者を除く。以下この条及び第 151 条の 73 第 3 項から第 6 項までにおいて同じ。）を当該荷台に乗車させるときは、当該作業に従事する者をあおりその他不整地運搬車</u>

(旧版) 8 版 2 刷(令和 7 年 7 月 18 日)			(新版) 9 版(令和 8 年 7 月 24 日)		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
					<u>の動揺により墜落するおそれのある箇所に乗せてはならない。</u> 4 事業者は、前項の場合には、当該作業に従事する者の身体の高部が運転者席の屋根の高さ（荷台上の荷の高部が運転者席の屋根の高さを超えるときは、当該荷の高部。）第 6 項並びに第 151 条の 73 第 4 項及び第 6 項において同じ。）を超えて乗せてはならない。 5 作業に従事する者は、第 3 項の場合には、<u>あおりその他不整地運搬車の動揺により墜落するおそれのある箇所に乗ってはならない。</u> 6 作業に従事する者は、第 3 項の場合には、<u>身体の高部が運転者席の屋根の高さを超えて乗ってはならない。</u>
308	下から 19 行目	2 前項の作業に従事する労働者は、床面と荷台との間及び床面と荷台上の荷の上面との間を昇降するときは、同項の昇降するための設備を使用しなければならない。	308	下から 2 行目	2 前項の作業に従事する者は、床面と荷台との間及び床面と荷台上の荷の上面との間を昇降するときは、同項の昇降するための設備を使用しなければならない。
308	下から 1 行目	追加	309	上から 18 行目	<u>2 事業者は、前項の作業に関係する者以外の者（労働者を除く。）が同項の作業を行う箇所に立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。</u>
309	上から 6 行目	第 151 条の 72 事業者は、荷台にあおりのない貨物自動車を走行させるときは、当該荷台に労働者を乗車させてはならない。 2 労働者は、前項の場合において同項の荷台に乗車してはならない。	309	上から 25 行目	第 151 条の 72 事業者は、荷台にあおりのない貨物自動車を走行させるときは、当該荷台に <u>作業に従事する者</u> を乗車させてはならない。 2 <u>作業に従事する者</u> は、前項の場合において同項の荷台に乗車してはならない。
309	上から 19 行目	追加	309	下から 10 行目	<u>3 事業者は、荷台にあおりのある貨物自動車を走行させる場合において、作業に従事する者を当該荷台に乗車させるときは、当該作業に従事する者をあおりその他貨物自動車の動揺により墜落するおそれのある箇所に乗せてはならない。</u> 4 事業者は、前項の場合には、<u>作業に従事</u>

(旧版) 8 版 2 刷(令和 7 年 7 月 18 日)			(新版) 9 版(令和 8 年 7 月 24 日)		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
					する者の身体の最高部が運転者席の屋根の高さを超えて乗せてはならない。 5 作業に従事する者は、第三項の場合には、<u>あおりその他貨物自動車の動揺により墜落するおそれのある箇所に乗ってはならない。</u> 6 作業に従事する者は、第三項の場合には、<u>身体の高部が運転者席の屋根の高さを超えて乗ってはならない。</u>
310	上から 12 行目	(全文差し替え) <u>第 151 条の 81 事業者は、運転中のコンベヤーに労働者を乗せてはならない。ただし、労働者を運搬する構造のコンベヤーについて、墜落、接触等による労働者の危険を防止するための措置を講じた場合は、この限りでない。</u> <u>2 労働者は、前項ただし書の場合を除き、運転中のコンベヤーに乗ってはならない。</u>	310	下から 8 行目	<u>第 151 条の 81 事業者は、コンベヤーを使用する作業場において作業に従事する者を運転中のコンベヤーに乗せてはならない。ただし、作業に従事する者を運搬する構造のコンベヤーについて、墜落、接触等による危険を防止するための措置を講じた場合は、この限りでない。</u> <u>2 前項の作業場において作業に従事する者は、同項ただし書の場合を除き、運転中のコンベヤーに乗ってはならない。</u>
310	下から 7 行目	(前照燈の設置)	311	上から 18 行目	(前照灯の設置)
310	下から 6 行目	第 152 条 事業者は、車両系建設機械には、 <u>前照燈</u> を備えなければならない。	311	上から 19 行目	第 152 条 事業者は、車両系建設機械には、 <u>前照灯</u> を備えなければならない。
311	下から 13 行目	第 158 条 事業者は、車両系建設機械を用いて作業を行なうときは、 <u>運転中の車両系建設機械に接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのある箇所に、労働者を立ち入らせてはならない。</u>	312	上から 15 行目	第 158 条 事業者は、車両系建設機械を用いて作業を行なうときは、 <u>運転中の車両系建設機械に接触することにより危険が生ずるおそれのある箇所に当該作業場において作業に従事する者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。</u>
312	上から 10 行目	第 162 条 事業者は、車両系建設機械を用いて作業を行なうときは、 <u>乗車席以外の箇所に労働者を乗せてはならない。</u>	312	下から 6 行目	第 162 条 事業者は、車両系建設機械を用いて作業を行なうときは、 <u>当該作業場において作業に従事する者を乗せてはならない。</u>
312	下から 22 行目	3 事業者は、前項第 1 号イ及びロに該当する荷のつり上げの作業を行う場合には、 <u>労働者とつり上げた荷との接触、つり上げた荷の落下又は車両系建設機械の転倒若しくは転落</u>	313	上から 14 行目	3 事業者は、前項第 1 号イ及びロに該当する荷のつり上げの作業を行う場合には、 <u>当該作業場において作業に従事する者とつり上げた荷との接触、つり上げた荷の落下又は車両</u>

(旧版) 8 版 2 刷(令和 7 年 7 月 18 日)			(新版) 9 版(令和 8 年 7 月 24 日)		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
		による労働者の危険を防止するため、次の措置を講じなければならない。 1 荷のつり上げの作業について一定の合図を定めるとともに、合図を行う者を指名して、その者に合図を行わせること。 2 平たんな場所で作業を行うこと。 3 つり上げた荷との接触又はつり上げた荷の落下により労働者に危険が生ずるおそれのある箇所に労働者を立ち入らせないこと。			系建設機械の転倒若しくは転落による危険を防止するため、次の措置を講じなければならない。 1 荷のつり上げの作業について一定の合図を定めるとともに、合図を行う者を指名して、その者に合図を行わせること。 2 平たんな場所で作業を行うこと。 3 つり上げた荷との接触又はつり上げた荷の落下により危険が生ずるおそれのある箇所に<u>作業に従事する者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止すること。</u>
314	下から 6 行目	1 物体の飛来等により <u>労働者に危険が生ずるおそれのある箇所に運転者以外の労働者を立ち入らせないこと。</u>	315	下から 23 行目	1 物体の飛来等により危険が生ずるおそれのある箇所に運転者以外の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止すること。
316	上から 12 行目	2 ずい道等の著しく狭あいな場所でボーリングマシンを使用して作業を行う場合で、 <u>巻上げ用ワイヤロープの切断による危険が生ずるおそれのある区域への労働者の立入りを禁止したとき。</u>	316	下から 3 行目	2 ずい道等の著しく狭あいな場所でボーリングマシンを使用して作業を行う場合で、 <u>当該作業場において作業に従事する者が巻上げ用ワイヤロープの切断による危険が生ずるおそれのある区域に立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止したとき。</u>
316	下から 2 行目	第 187 条 事業者は、くい打機、くい抜機若しくはボーリングマシンのみぞ車若しくは滑車装置又はこれらの取付部の破損によつて、ワイヤロープがはね、又はみぞ車、滑車装置等が飛来する危険を防止するため、運転中のくい打機、くい抜機又はボーリングマシンの巻上げ用ワイヤロープの屈曲部の内側に <u>労働者を立ち入らせてはならない。</u>	317	下から 15 行目	第 187 条 事業者は、くい打機、くい抜機若しくはボーリングマシンのみぞ車若しくは滑車装置又はこれらの取付部の破損によつて、ワイヤロープがはね、又はみぞ車、滑車装置等が飛来する危険を防止するため、運転中のくい打機、くい抜機又はボーリングマシンの巻上げ用ワイヤロープの屈曲部の内側に <u>くい打機、くい抜機又はボーリングマシンを使用する作業場において作業に従事する者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。</u>
319	上から	2 <u>労働者は、前項の場所においては、同項</u>	319	下から	2 <u>前項の場所において作業に従事する者</u>

(旧版) 8 版 2 刷(令和 7 年 7 月 18 日)			(新版) 9 版(令和 8 年 7 月 24 日)		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
	9 行目	の点火源となるおそれのある機械等又は火気を使用してはならない。		5 行目	は、当該場所においては、 <u>同項の点火源となるおそれのある機械等又は火気を使用してはならない。</u>
319	下から 17 行目	追加	320	上から 19 行目	<u>3 事業者は、火薬又は爆薬を装填するときは、その付近で発破の業務に従事する者（労働者を除く。）の裸火の使用又は喫煙について、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。</u> <u>4 前項の発破の業務に従事する者（労働者を除く。）は、火薬又は爆薬の装填が行われる付近で裸火の使用又は喫煙をしてはならない。</u>
320	上から 18 行目	2 これらのガスの濃度が爆発下限界の値の 30 パーセント以上であることを認めたときは、直ちに、 <u>労働者を安全な場所に退避させ、及び火気その他点火源となるおそれがあるものの使用を停止し、かつ、通風、換気等を行うこと。</u>	321	上から 10 行目	2 これらのガスの濃度が爆発下限界の値の 30 パーセント以上であることを認めたときは、直ちに、 <u>作業に従事する者を安全な場所に退避させ、及び火気その他点火源となるおそれがあるものの使用を停止し、かつ、通風、換気等を行うこと。</u>
323	下から 8 行目	第 361 条 事業者は、明り掘削の作業を行なう場合において、地山の崩壊又は土石の落下により <u>労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、あらかじめ、土止め支保工を設け、防護網を張り、労働者の立入りを禁止する等当該危険を防止するための措置を講じなければならない。</u>	324	下から 19 行目	第 361 条 事業者は、明り掘削の作業を行なう場合において、地山の崩壊又は土石の落下により <u>危険を及ぼすおそれのあるときは、あらかじめ、土止め支保工を設け、防護網を張り、作業に従事する者の立入りを禁止する等当該危険を防止するための措置を講じなければならない。</u>
324	上から 14 行目	第 365 条 事業者は、明り掘削の作業を行なう場合において、運搬機械等が、 <u>労働者の作業箇所に後進して接近するとき、又は転落するおそれのあるときは、誘導者を配置し、その者にこれらの機械を誘導させなければならない。</u>	325	上から 3 行目	第 365 条 事業者は、明り掘削の作業を行なう場合において、運搬機械等が、 <u>当該作業箇所に後進して接近するとき、又は転落するおそれのあるときは、誘導者を配置し、その者にこれらの機械を誘導させなければならない。</u>
325	上から 5 行目	1 当該作業を行なう箇所には、 <u>関係労働者以外の労働者が立ち入ることを禁止すること。</u>	325	下から 8 行目	1 当該作業を行なう箇所に <u>関係する者以外の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止すること。</u>

(旧版) 8 版 2 刷(令和 7 年 7 月 18 日)			(新版) 9 版(令和 8 年 7 月 24 日)		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
327	上から 5 行目	第 522 条 事業者は、高さが 2 メートル以上の箇所で作業を行なう場合において、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、当該作業の実施について危険が予想されるときは、当該作業に <u>労働者を従事させてはならない。</u>	328	上から 5 行目	第 522 条 事業者は、高さが 2 メートル以上の箇所で作業を行なう場合において、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、当該作業の実施について危険が予想されるときは、当該作業を行わせてはならない。
327	上から 17 行目	2 前項の作業に従事する <u>労働者</u> は、同項本文の規定により安全に昇降するための設備等が設けられたときは、当該設備等を使用しなければならない。	328	上から 17 行目	2 前項の作業に従事する者は、同項本文の規定により安全に昇降するための設備等が設けられたときは、当該設備等を使用しなければならない。
327	下から 5 行目	第 530 条 事業者は、 <u>墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所に関係労働者以外の労働者を立ち入らせてはならない。</u>	328	下から 3 行目	第 530 条 事業者は、 <u>墜落により危険を及ぼすおそれのある箇所には、関係者以外の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。</u>
330	上から 22 行目	2 前号の措置を講ずる箇所には、 <u>関係労働者以外の労働者を立ち入らせないこと。</u>	331	上から 28 行目	2 前号の措置を講ずる箇所に <u>作業に関係する者以外の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止すること。</u>
332	上から 6 行目	2 前号の措置を講ずる箇所には、 <u>関係労働者以外の労働者を立ち入らせないこと。</u>	333	上から 18 行目	2 前号の措置を講ずる箇所に <u>作業に関係する者以外の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止すること。</u>
333	下から 19 行目	2 前号の措置を講ずる箇所には、 <u>関係労働者以外の労働者を立ち入らせないこと。</u>	334	下から 9 行目	2 前号の措置を講ずる箇所に <u>関係する者以外の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止すること。</u>
333	下から 10 行目	2 組立て、解体又は変更の作業を行う区域内には、 <u>関係労働者以外の労働者の立入りを禁止すること。</u>	335	上から 2 行目	2 組立て、解体又は変更の作業を行う区域内に <u>当該作業に関係する者以外の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止すること。</u>
334	下から 12 行目	第 575 条の 12 事業者は、土石流危険河川において建設工事の作業を行う場合において、降雨があつたことにより土石流が発生するおそれのあるときは、監視人の配置等土石流の発生を早期に把握するための措置を講じなければならない。ただし、速やかに作業を中止	335	下から 2 行目	第 575 条の 12 事業者は、土石流危険河川において建設工事の作業を行う場合において、降雨があつたことにより土石流が発生するおそれのあるときは、監視人の配置等土石流の発生を早期に把握するための措置を講じなければならない。ただし、速やかに作業を中止

(旧版) 8 版 2 刷(令和 7 年 7 月 18 日)			(新版) 9 版(令和 8 年 7 月 24 日)		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
		し、 <u>労働者</u> を安全な場所に退避させたときは、この限りでない。			し、 <u>作業に従事する者</u> を安全な場所に退避させたときは、この限りでない。
334	下から 9 行目	第 575 条の 13 事業者は、土石流危険河川において建設工事の作業を行う場合において、土石流による労働災害発生の急迫した危険があるときは、直ちに作業を中止し、 <u>労働者</u> を安全な場所に退避させなければならない。	336	上から 3 行目	第 575 条の 13 事業者は、土石流危険河川において建設工事の作業を行う場合において、土石流による労働災害発生の急迫した危険があるときは、直ちに作業を中止し、 <u>作業に従事する者</u> を安全な場所に退避させなければならない。
334	下から 5 行目	第 575 条の 14 事業者は、土石流危険河川において建設工事の作業を行うときは、土石流が発生した場合に <u>関係労働者</u> にこれを速やかに知らせるためのサイレン、非常ベル等の警報用の設備を設け、 <u>関係労働者</u> に対し、その設置場所を周知させなければならない。	336	上から 6 行目	第 575 条の 14 事業者は、土石流危険河川において建設工事の作業を行うときは、土石流が発生した場合に <u>当該作業に関係する者</u> にこれを速やかに知らせるためのサイレン、非常ベル等の警報用の設備を設け、 <u>当該作業に関係する者</u> に対し、その設置場所を周知させなければならない。
334	下から 2 行目	第 575 条の 15 事業者は、土石流危険河川において建設工事の作業を行うときは、土石流が発生した場合に <u>労働者</u> を安全に避難させるための登り栈橋、はしご等の避難用の設備を適当な箇所に設け、 <u>関係労働者</u> に対し、その設置場所及び使用方法を周知させなければならない。	336	上から 11 行目	第 575 条の 15 事業者は、土石流危険河川において建設工事の作業を行うときは、土石流が発生した場合に <u>作業に従事する者</u> を安全に避難させるための登り栈橋、はしご等の避難用の設備を適当な箇所に設け、 <u>当該作業に関係する者</u> に対し、その設置場所及び使用方法を周知させなければならない。
335	上から 5 行目	第 575 条の 16 事業者は、土石流危険河川において建設工事の作業を行うときは、土石流が発生したときに備えるため、 <u>関係労働者</u> に対し、工事開始後遅滞なく 1 回、及びその後 6 月以内ごとに 1 回、避難の訓練を行わなければならない。	336	上から 17 行目	第 575 条の 16 事業者は、土石流危険河川において建設工事の作業を行うときは、土石流が発生したときに備えるため、 <u>当該作業に関係する者</u> に対し、工事開始後遅滞なく 1 回、及びその後 6 月以内ごとに 1 回、避難の訓練を行わなければならない。
338	上から 9 行目	第 72 条 事業者は、 <u>移動式クレーンにより、労働者を運搬し、又は労働者をつり上げて作業させてはならない。</u>	340	上から 9 行目	第 72 条 事業者は、 <u>移動式クレーンを使用する作業場において作業に従事する者を、移動式クレーンにより運搬し、又はつり上げて作業させてはならない。</u>
338	上から 11 行目	第 73 条 事業者は、前条の規定にかかわらず、作業の性質上やむを得ない場合又は安全な作業の遂行上必要な場合は、移動式クレーンのつり具に専用のとう乗設備を設けて <u>当該</u>	340	上から 12 行目	第 73 条 事業者は、前条の規定にかかわらず、作業の性質上やむを得ない場合又は安全な作業の遂行上必要な場合は、移動式クレーンのつり具に専用のとう乗設備を設けて <u>当該</u>

(旧版) 8 版 2 刷(令和 7 年 7 月 18 日)			(新版) 9 版(令和 8 年 7 月 24 日)		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
		<u>乗設備に労働者を乗せることができる。</u>			<u>搭乗設備に労働者（作業の一部を請負人に請け負わせる場合においては、労働者及び当該請負人）を乗せることができる。</u>
338	上から 12 行目	2 事業者は、前項の <u>とう乗設備</u> については、墜落による労働者の危険を防止するため次の事項を行わなければならない。 1 <u>とう乗設備の転位及び脱落を防止する措置を講ずること。</u>	340	上から 14 行目	2 事業者は、前項の <u>搭乗設備</u> については、墜落による労働者の危険を防止するため次の事項を行わなければならない。 1 <u>搭乗設備の転位及び脱落を防止する措置を講ずること。</u>
338	上から 16 行目	追加	340	上から 18 行目	3 <u>作業の一部を請負人に請け負わせる場合は、当該請負人に対し、要求性能墜落制止用器具等を使用する必要がある旨を周知させること。</u>
338	上から 17 行目	3 <u>とう乗設備ととう乗者との総重量の 1.3 倍に相当する重量に 500 キログラムを加えた値が、当該移動式クレーンの定格荷重をこえないこと。</u>	340	上から 20 行目	4 <u>搭乗設備ととう乗者との総重量の 1.3 倍に相当する重量に 500 キログラムを加えた値が、当該移動式クレーンの定格荷重をこえないこと。</u>
338	上から 19 行目	4 <u>とう乗設備を下降させるときは、動力下降の方法によること。</u>	340	上から 22 行目	5 <u>搭乗設備を下降させるときは、動力下降の方法によること。</u>
338	上から 23 行目	第 74 条 事業者は、移動式クレーンに係る作業を行うときは、 <u>当該移動式クレーンの上部旋回体と接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのある箇所に労働者を立ち入らせてはならない。</u>		下から 21 行目	第 74 条 事業者は、移動式クレーンに係る作業を行うときは、 <u>当該作業場において作業に従事する者が当該移動式クレーンの上部旋回体と接触することにより危険が生ずるおそれのある箇所に立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。</u>
338	上から 26 行目	第 74 条の 2 事業者は、移動式クレーンに係る作業を行う場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときは、 <u>つり上げられている荷（第 6 号の場合にあつては、つり具を含む。）の下に労働者を立ち入らせてはならない。</u>	340	下から 17 行目	第 74 条の 2 事業者は、移動式クレーンに係る作業を行う場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときは、 <u>つり上げられている荷（第 6 号の場合にあつては、つり具を含む。）の下に立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。</u>